

令和6年度（令和5年中所得分） 太田市 市民税・県民税 申告の手引き

市民税・県民税は前年中の所得をもとに算出しますので、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得を申告してください。

申告書の提出期限は**3月15日(金)**です

郵送での提出にご協力ください。また、太田市HP上で申告書を作成、印刷して提出できます

◎控除関係

種目	内容
⑬社会保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料（健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・雇用保険・国民年金・農業者年金・厚生年金など）をあなたが支払ったとき、その全額を控除。※公的年金等の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額については本人以外は控除できません。 国民年金保険料及び国民年金基金の掛金でこの控除を受ける場合は、支払額を証明する書類を添付又は提示してください。
⑭小規模企業共済等掛金控除	前年中にあなたが小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金（旧第2種共済契約を除きます。）、確定拠出年金法に規定する企業型・個人型年金加入者の掛金及び条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を支払ったとき、その全額を控除。 支払額を証明する書類を添付又は提示してください。
⑮生命保険料控除	前年中にあなたや配偶者その他の親族を受取人とする生命保険料・介護医療保険料、あなたや配偶者を受取人とする個人年金保険料をあなたが支払ったとき。※控除額は裏面右側の計算表を参照してください。 支払額を証明する書類を添付又は提示してください。ただし、平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等で年間保険料が9千円以下のものは、その必要がありません。
⑯地震保険料控除	前年中にあなたが地震保険料（一定の要件を満たした旧長期損害保険料を含みます。）を支払ったとき。※控除額は裏面右側の計算表を参照してください。 支払額を証明する書類を添付又は提示してください。
⑰寡婦控除	前年中の合計所得金額が500万円以下の人で、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載が無い人のうち、①又は②に該当する人。 ①夫と死別・離婚した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、前年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の扶養親族（子を除く）を有する人 ②夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの人。控除額 260,000円
⑯ひとり親控除	次の①～④の全てに該当する人。 ①現在婚姻をしていない人又は配偶者と死別した後再婚していない人又は配偶者が生死不明な人。 ②生計を一にしている前年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の子を有する人。 ③前年中の合計所得金額が500万円以下の人の人。 ④住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載が無い人。控除額 300,000円
⑯勤労学生控除	学校（大学・高校等）の学生・生徒などで、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（これらを「給与所得等」といいます。）を有する人のうち、前年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の人。控除額 260,000円 学生証や在学証明書などを添付又は提示してください。
㉐障害者控除	<u>障害者</u> 前年12月31日現在（年の途中で死亡した人は、その死亡の日現在）、あなたや同一生計配偶者及び扶養親族で精神や身体に障害のある人のうち、身体障害者手帳や戦傷病者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人、精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人、65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人など。控除額 260,000円 <u>※特別障害者</u> 上記の障害者に該当する人で、特に重度の障害のある人で身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級と記載されている人、精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている人、重度の知的障害者と判定された人、いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない人など。控除額 300,000円 <u>※同居特別障害者</u> 特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者又はあなたと生計を一にする他の親族のいずれかとの同居を常況としている人。控除額 530,000円 <u>※同一生計配偶者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。</u>
㉑配偶者控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、前年12月31日現在（年の途中で死亡した人は、その死亡の日現在）あなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の人。 (内縁関係にあたる人、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者は該当しません。) ※控除額については裏面右の早見表を参照してください。 ※控除対象配偶者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。 ※あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円超で、配偶者を同一生計配偶者として申告する場合には、「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」の□に✓印を記入してください。
㉒配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、前年12月31日現在（年の途中で死亡した人は、その死亡の日現在）あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超える133万円以下の人。 ※この控除を受ける場合は、配偶者の合計所得金額を記入してください。なお、控除額については裏面右の早見表を参照してください。 (内縁関係にあたる人、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者は該当しません。) ※控除対象配偶者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

令和6年度(令和5年分)市民税・県民税申告書

太田市長	1月1日現在の住所	浜町○番×号	電話番号(自宅・勤務先・携帯)	白番号	ここは記入しないでください
令和年月日提出	現住所	太田市東本町△番口号	0276(XX)0000	お問合せ番号	
受付印	フリガナ	カナ ヤマ イチ ロウ	生年月日	大正47.1.1	資料番号
	氏名	金山一郎	職業・業種	小売業	屋号・雅号
	個人番号	1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,1,2	世帯主氏名(継承)	金山一郎	(本人)
所得から差し引かれる金額に関する事項					
社会保険料控除	社会保険の種類	支 払 額			
国民健康保険		278,000 円			
後期高齢者医療保険		159,600			
	合 計	437,600			
小規模企業共済金控除	小規模企業共済金、確定拠出年金控除及び心身障害扶養共済掛合金の合計額				
生命保険料控除	新生命保険料の計	50,000 円			
	新個人年金保険料の計	100,000 円			
	介護医療保険料の計	100,000 円			
地震保険料控除	地震保険料の計	24,000 円			
寡婦控除、ひとり親控除、労働学生控除	□ 寡婦控除 □ 死別 □ 生死不明 □ 离婚 □ 未帰還	□ ひとり親控除 (学校名)	□ 勤労学生控除		
障害者控除	1 氏名	障害の程度	特 普	級	度
	個人番号				
	2 氏名	障害の程度	特 普	級	度
	個人番号				
配偶者控除・配偶者特別控除・同一扶養者	1 氏名	カナ ヤマ ハナコ	生年月日	明大昭平 48.2.2	
	2 氏名	金山花子	配偶者の年齢	450,000 円	
	個人番号	1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,1,2,3	同一扶養者(控除対象配偶者を除く)		
扶養控除	1 氏名	カナ ヤマ ジヨウ	生年月日	明大昭平 13.5.5	同居・別居の区分
	2 氏名	金山次郎	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 続柄
	個人番号	4,5,6,7,8,9,0,1,2,3,4,5	控除額	45 万円	
	3 氏名	カナ ヤマ ジヨウ	生年月日	明大昭平 17.8.8	同居・別居の区分
	4 氏名	金山良子	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 続柄
	個人番号	5,6,7,8,9,0,1,2,3,4,5,6	控除額	33 万円	
	5 氏名	カナ ヤマ イチ ロウ	生年月日	明大昭平 10.10.10	同居・別居の区分
	6 氏名	金山一郎	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 続柄
	個人番号	6,7,8,9,0,1,2,3,4,5,6,7	控除額	45 万円	
1歳未満の扶養親族控除	7 氏名	カナ ヤマ サブロウ	生年月日	明大昭平 20.10.10	同居・別居の区分
(控除対象外)	8 氏名	金山三郎	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 続柄
	個人番号	7,8,9,0,1,2,3,4,5,6,7,8	控除額	50,000	
	9 氏名	カナ ヤマ サブロウ	生年月日	平令	同居・別居の区分
	10 氏名	金山一郎	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 続柄
	個人番号		控除額	50,000	
扶養控除額の合計 123 万円					
扶養控除額の合計 123 万円					
扶養控除額の合計 123 万円					
損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類			
年 月 日					
損害金額	保険等補てん額	差引損失額のうち災害関連支出の金額			
円	円	円			
支払った医療費等		保険金などで補填される金額			
300,000 円		150,000 円			
医療費控除					
(代理氏名:)					
1 収入金額等	事業等	ア	6,200,000 円		
	農業	イ	1,055,725		
	不動産	ウ	900,000		
	利配当	エ	122,000		
	給与等	カ			
	専業白	キ			
	公的年金	ク			
	事業	ケ	11,000		
	短期	コ			
	長期	サ			
	定期	シ	800,000		
2 所得金額	事業	①	1,430,353		
	農業	②	221,576		
	不動産	③	700,000		
	利子	④	122,000		
	配当	⑤			
	給与	⑥			
	公的年金	⑦			
	事業	⑧			
	不動産	⑨	11,000		
	利子	⑩	11,000		
	配当	⑪			
	給与	⑫			
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	437,600		
	小規模事業者等会員料金控除	⑭			
	生命保険料控除	⑮	70,000		
	地震保険料控除	⑯	25,000		
	寡婦ひとり親控除	⑰			
	労働学生控除	⑱			
	配偶者特別控除	⑲	330,000		
	扶養控除	⑳	1,230,000		
	基礎控除	㉑	430,000		
	扶養控除	㉒	2,522,600		
	医療費控除	㉓	50,000		
	合計	㉔	2,572,600		
地方税法規則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。					
5 寄附金額控除に関する事項					
都道府県、市町村分(特別控除対象外)					
市町村寄附金額控除(特別控除対象外)					
県・市					
条例指定分					
市					
6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納稅方法					
□ 給与から差引(特別徴収) □ 自分で納付(普通徴収)					
「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう)を記入してください。					
確認欄					
A	B	C	D	E	受付
ここは記入しないでください。					受付

扶養控除	<p>扶養親族に該当する16歳以上（平成20年1月1日以前生）の人。</p> <p>※扶養親族とは、前年12月31日現在（年の途中で死亡した人は、その死亡の日現在）あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人。</p> <p>※扶養親族に該当する16歳未満（平成20年1月2日以後生）の人については控除対象外の扶養親族となりますので、申告書の「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に記入してください。</p> <p>※控除額については裏面中央下部の表を参照してください。</p> <p>※扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記入してください。</p> <p>※国外居住者の扶養控除については裏面中央下部の表を参照してください。</p>
基礎控除	<p>あなたの前年中の合計所得金額の段階に応じて控除します。</p> <p>※控除額については裏面中央下部の表を参照してください。</p>
雑損控除	<p>前年中にあなたやあなたと生計を一にする前年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の配偶者その他の親族が災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたとき。 次の①又は②のいずれか多い方の金額を控除。</p> <p>①（損失の金額－保険金等により補てんされた金額）－（総所得金額等の合計額×10%） ②（災害関連支出の金額）－5万元</p>
医療費控除	<p>①又は②のいずれかを選択</p> <p>①前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払ったとき。この控除を受ける場合は、医療費控除の明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付してください。</p> <p>②健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う人が、あなた又はあなたと生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払ったとき。この控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書を添付してください。</p>

所得關係

総所得金額を計算するために、あなたの該当する種目の収入と所得金額を申告書の「1 収入金額等」及び「2 所得金額」の欄に記入してください。
前年中に所得がなかった場合は、申告書裏面17の「前年中に収入がなかった人」

種目	内 容																										
事業 業	①営業等 小売業、卸売業、製造業、サービス業（クリーニング業・美容業など）、自由職業（外交員・私塾経営者・集金人など）等で農業以外の事業による所得です。																										
	②農業 農産物の生産、家畜の飼育などによる所得です。 ※「収支内訳書（農業所得用）」により求めた収入金額をイの欄へ、所得金額を②の欄へ記入してください。 また①②について申告書裏面8の「事業所得」欄も記入してください。																										
不動産	家賃、地代、権利金・礼金及び更新料などによる所得です。また申告書裏面9の「不動産所得」欄も記入してください。																										
利子	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得です。（源泉分離課税分は除きます。）																										
配当	株主や出資者が法人から受ける配当や投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの）及び特定受益証券発行信託の収益の分配などに係る所得です。なお、上場株式等の配当等に係る配当所得については、総合課税のほかに、申告分離課税を選択することができます。また申告書裏面15の「配当所得に関する事項」欄も記入してください。																										
給与 専従者給与含む)	俸給、給料、賃金、歳費、賞与及びこれらの性質を有する給与に係る所得です。 ※所得は「簡易給与所得表」より算出しますので、詳しくは市民税課までお問合せください。 ※給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある方は、所得金額調整控除が適用されます。給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合には10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合には10万円）の合計額から10万円を控除した残額を給与所得の金額から控除します。 ※書き方については裏面7の「給与（日給）等所得者の収入状況」欄をご参照ください。																										
⑧⑨雑	⑦公的年金等（厚生年金・国民年金・恩給など）による所得です。 ※下の計算表を参照してください。なお、年金以外の合計所得金額が1000万円を超える場合には計算式が異なりますので、詳しくは市民税課までお問合せください。 ◎公的年金等（厚生年金・国民年金・恩給など）所得計算表																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>公的年金収入金額の合計額A</th> <th>公的年金等に係る雑所得額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳以上の人 (昭和34年 1月1日以前生)</td> <td>330万円未満</td> <td>A-110万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上410万円未満</td> <td>A×75%-27万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>A×85%-68万5千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上1,000万円未満</td> <td>A×95%-145万5千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65歳未満の人 (昭和34年 1月2日以降生)</td> <td>1,000万円以上</td> <td>A-195万5千円</td> </tr> <tr> <td>130万円未満</td> <td>A-60万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上410万円未満</td> <td>A×75%-27万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>A×85%-68万5千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑧業務（原稿料又は講演料などの副収入）による所得、⑨その他（生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金など）の所得です。申告書裏面13の「雑所得（公的年金等以外に関する事項）」欄も記入してください。</td> <td>770万円以上1,000万円未満</td> <td>A×95%-145万5千円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>A-195万5千円</td> </tr> </tbody> </table>		受給者の年齢	公的年金収入金額の合計額A	公的年金等に係る雑所得額	65歳以上の人 (昭和34年 1月1日以前生)	330万円未満	A-110万円	330万円以上410万円未満	A×75%-27万5千円	410万円以上770万円未満	A×85%-68万5千円	770万円以上1,000万円未満	A×95%-145万5千円	65歳未満の人 (昭和34年 1月2日以降生)	1,000万円以上	A-195万5千円	130万円未満	A-60万円	130万円以上410万円未満	A×75%-27万5千円	410万円以上770万円未満	A×85%-68万5千円	⑧業務（原稿料又は講演料などの副収入）による所得、⑨その他（生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金など）の所得です。申告書裏面13の「雑所得（公的年金等以外に関する事項）」欄も記入してください。	770万円以上1,000万円未満	A×95%-145万5千円	1,000万円以上	A-195万5千円
受給者の年齢	公的年金収入金額の合計額A	公的年金等に係る雑所得額																									
65歳以上の人 (昭和34年 1月1日以前生)	330万円未満	A-110万円																									
	330万円以上410万円未満	A×75%-27万5千円																									
	410万円以上770万円未満	A×85%-68万5千円																									
	770万円以上1,000万円未満	A×95%-145万5千円																									
65歳未満の人 (昭和34年 1月2日以降生)	1,000万円以上	A-195万5千円																									
	130万円未満	A-60万円																									
	130万円以上410万円未満	A×75%-27万5千円																									
	410万円以上770万円未満	A×85%-68万5千円																									
⑧業務（原稿料又は講演料などの副収入）による所得、⑨その他（生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金など）の所得です。申告書裏面13の「雑所得（公的年金等以外に関する事項）」欄も記入してください。	770万円以上1,000万円未満	A×95%-145万5千円																									
	1,000万円以上	A-195万5千円																									
総合譲渡 一時	総合譲渡所得・・・機械やゴルフ会員権などの譲渡による所得です。 一時所得・・・生命保険契約の一時金や満期返戻金、競馬などの払戻金、懸賞の当選品などの所得です。 ※申告書裏面12の「総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄も記入してください。																										

分離譲渡	土地・建物等の譲渡による所得です。 (所有期間により短期・長期に区分されます。) 株式等の譲渡所得・・・株式等の譲渡による所得です。
先物取引	先物取引で、一定のものを決済した場合の所得です。
上場株式等の配当	申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当による所得です。
山 林	山林を伐採して譲渡、あるいは立木のまま譲渡したことによる所得です。
退 職	退職手当、一時恩給、その他退職によって一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得です。(退職時に現年分離課税されたものは除きます。)

寄附金に関する事項

寄附金に関する事項
前年中に次の寄附をされた方で、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合に記入してください。

- る場合には、当該50%に相当する金額)が二十円を超える場合に記入してください。

①都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)
②群馬県共同募金会、日本赤十字社群馬県支部に対する寄附金
③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、群馬県又は太田市が条例により指定したもの
④特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、群馬県又は太田市が条例により指定したもの

金支領証明書添付又

給与・公的年金等に係る所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）

- 市民税・県民税の納稅方法
給与所得者及び公的年金等受給者が給与及び公的年金等以外の所得に対する市民税・県民税を、
給与から差し引きことを希望する場合には「給与から差引(特別徴収)」の□に✓印を、給与から差

引かないで別に納付する

ください。

- Digitized by srujanika@gmail.com

